

## 社会福祉法人道心 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 道心（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち当法人を主たる勤務場所とし、週5日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（別表7・宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与及び退職手当を支給する。
  - (2) 非常勤の役員 報酬
  - (3) 評議員 報酬
- 2 常勤の理事に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が2,000万円を超えない範囲とする。ただし、退職手当を除く。
- 4 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が30万円を超えない範囲とする。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
  - (2) 賞与については、別表第2に定める額
  - (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
  - (4) 通勤手当については、職員給与規程第10条第7項の規程に準ずる額
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。
  - 3 評議員に対する報酬の額は、別表5に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表6の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日（但し、支払日が銀行その他の金融機関の休日にあたる場合は、その日前の最も近い休日でない日とする。）
  - (2) 賞与 毎年6月及び12月
  - (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、2か月以内に支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、法人・施設運営のための業務にあたったその都度支給する。
  - 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者についてはその遺族）に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が、理事会・評議員会出席を除く職務のために出張する場合は、別表7に基づき旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月

の総日数から日曜日祝日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成31年4月1日一部改正

令和2年6月1日一部改正

別表 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 700,000円
業務執行理事	月額 400,000円
理事	月額 250,000円

別表 2 (常勤の理事の賞与)

役職名	報酬の額
6月の賞与	報酬月額×2.1か月
12月の賞与	報酬月額×2.2か月

別表 3 (常勤の理事の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×1.5
-----------------

別表 4 (非常勤の役員に対する報酬の額)

## (1) 理事

業務内容	日額
法人・施設運営のための業務 (理事会出席は除く)	15,000円 (法定控除後手取額)

## (2) 監事

業務内容	日額
監事監査への出席	15,000円 (法定控除後手取額)
上記の他法人・施設運営のための業務 (理事会・評議員会出席は除く)	15,000円 (法定控除後手取額)

別表 5 (評議員に対する報酬の額)

## (1) 評議員

業務内容	日額
法人・施設運営のための業務 (評議員会出席は除く)	15,000円 (法定控除後手取額)

別表6 (職員給与との併給)

①役職ごとの役員報酬規程を定める

当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000円
業務執行理事	月額 100,000円
理事	月額 60,000円

②合算の上限を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等を職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上減額
理事長	合算上限月額 1,000,000円
業務執行理事	合算上限月額 800,000円
理事	合算上限月額 600,000円

別表7 (旅費)

旅費の種類		支給額	
交 通 費	公共交通機関	実費	
	自家用車	ガソリン代	直線距離 (km) × 1.4 × 35円
		高速道路使用料	実費
		駐車場代	実費
宿泊費		実費	